

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和元年10月定例会

	<p>議案の 件名</p>	<p>議案第68号 交野市職員の分限に関する条例等の一部を改正 する条例について</p>	<p>政策等 の区分</p>	<p>計画・事業・条例 その他（ ）</p>													
<p>〈政策等の概要〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の分限及び給与、退職手当等に関する事項を定める。 ・ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める。 ・ 下水道を設置し、その管理及び使用については、下水道法（昭和33年法律第79号）その他の法令で定めるもののほか、この条例で定める。 ・ 交野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例は、交野市非常勤の消防団員の定員、任免、給与、服務等について定める。 	<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p> <p>他市においても同様の条例改正が行われる。</p>																
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p> <p>平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと等が定められた。</p> <p>また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、同法の中で地方公務員法の一部が改正されたこと等を踏まえ、関係する条例における所要の改正及びその他文言の整理等を行うもの。</p>	<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">総事業費</th> <th style="width: 16.6%;">国庫支出金</th> <th style="width: 16.6%;">府支出金</th> <th style="width: 16.6%;">市債</th> <th style="width: 16.6%;">その他</th> <th style="width: 16.6%;">一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源						
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源											
<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p>																	
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）が平成28年5月に施行 ・ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が令和元年6月14日に公布 	<p>〈総合計画等の整合〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"> <p>“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)</p> </td> <td style="width: 70%;"> <p>29 一人ひとりの違いをお互いに尊重しあい、差別なく暮らしている。</p> <p>12 安心して子どもを生み育てることができる。</p> <p>47、48 公共下水道整備を行い快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。</p> <p>66 災害や事故、急病時の迅速、適切な対応に備えている</p> </td> </tr> </table>				<p>“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)</p>	<p>29 一人ひとりの違いをお互いに尊重しあい、差別なく暮らしている。</p> <p>12 安心して子どもを生み育てることができる。</p> <p>47、48 公共下水道整備を行い快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。</p> <p>66 災害や事故、急病時の迅速、適切な対応に備えている</p>											
<p>“かたのサイズ”をめざす像 (主要3つ)</p>	<p>29 一人ひとりの違いをお互いに尊重しあい、差別なく暮らしている。</p> <p>12 安心して子どもを生み育てることができる。</p> <p>47、48 公共下水道整備を行い快適な暮らしを実現し、良好な環境を創造する。</p> <p>66 災害や事故、急病時の迅速、適切な対応に備えている</p>																
<p>〈市民参加の状況〉</p> <p>有・無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>	<p>○その他の計画（該当する場合のみ）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">計画名称</th> <th style="width: 40%;">策定年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> <tr> <th style="width: 60%;">計画期間</th> <th style="width: 40%;">策定年度</th> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				計画名称	策定年度			計画期間	策定年度							
計画名称	策定年度																
計画期間	策定年度																
<p>〈政策等の実施時期〉</p> <p>令和元年12月14日（一部、公布の日）</p>		<p>担当部局・担当課</p> <p>添付資料（有の場合は、その名称）</p>															
<p>総務部人事課・健やか部こども園課・都市整備部下水道課・消防本部総務課</p>		<p>有・無 新旧対照表等</p>															

交野市職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）が施行され、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと等が定められた。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が令和元年6月14日に公布され、同法の中で地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部が改正されたこと等を踏まえ、関係する条例における所要の改正及びその他文言の整理等を行う。

2. 条例一部改正案の内容

①条例において地方公務員法の改正箇所を引用している条項の改正及びそれに伴う用語の整理等を行う。（第1条、第2条及び第3条関係）

- ・交野市職員の分限に関する条例
- ・交野市一般職の職員の給与に関する条例
- ・交野市職員の退職手当に関する条例

②児童福祉法第34条の20第1項各号に定められている里親の欠格事由のうち、同項第1号の「成年被後見人又は被保佐人」の文言が削除され、第2号以降の号が繰り上げられたことから、児童福祉法の同条文の規定を引用する条項を改正する。（第4条関係）

- ・交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

③交野市下水道条例の排水設備指定工事店の指定基準および排水設備工事責任技術者登録の資格基準から成年被後見人等の記載を削除し、これに代わる個別審査規定として精神の機能の障害により業務を行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適

切に行うことができない者を欠格とする条項を設定等する。(第5条関係)

- ・交野市下水道条例

④成年被後見人等は、消防団員となることができないとする条項を削除等する。(第6条関係)

- ・交野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

3. 施行日

令和元年12月14日(②、③は公布の日)

交野市職員の分限に関する条例（昭和30年条例第25号）新旧対照表

新	旧
<p>(失職の特例)</p> <p>第5条 任命権者は、職員が交通事故により、<u>法第16条第1号</u>に該当するに至った場合において、刑の執行を猶予された者で、特に情状を考慮することを必要と認める者については、その職を失わせないものとするができる。</p>	<p>(失職の特例)</p> <p>第5条 任命権者は、職員が交通事故により、<u>法第16条第2号</u>に該当するに至った場合において、刑の執行を猶予された者で、特に情状を考慮することを必要と認める者については、その職を失わせないものとするができる。</p>

交野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第8号）新旧対照表

新	旧
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し_____、又は死亡した職員（第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し_____、又は死亡した職員にあつては、退職し_____、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(期末手当の不支給)</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第20条の3第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第25条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても同様とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>5 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>6・7 (略)</p> <p>(期末手当の不支給)</p> <p>第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p>

新	旧
<p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に 法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <hr/> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(退職者の給与)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。</p> <p>7 (略)</p>	<p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に 法第28条第4項の規定により失職した職員(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)</p> <hr/> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第21条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(退職者の給与)</p> <p>第25条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各号に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により市長が定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。</p> <p>7 (略)</p>

交野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第24号）新旧対照表

新	旧
<p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第3号の</u>いずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>(2) <u>法第18条の5各号及び法第34条の20第1項第4号の</u>いずれにも該当しない者</p> <p>3 (略)</p>

交野市下水道条例（昭和53年条例第16号）新旧対照表

新	旧
<p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第1項第4号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>—</p> <p>イ 第6条の13第1項の規定により第6条第1項の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>エ 交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者</p>	<p>(指定の申請)</p> <p>第6条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 次条第1項第4号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(指定の基準)</p> <p>第6条の3 市長は、第6条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>イ 第6条の13第1項の規定により第6条第1項の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>エ 交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者</p>

新	旧
<p><u>オ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>カ 法人であつて、その役員のうち<u>アからオまでのいずれかに該当する者があるもの</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(責任技術者の登録)</p> <p>第6条の5 市長は、<u>前条</u> 第1項において定める責任技術者について登録を行う。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(責任技術者の登録の資格)</p> <p>第6条の7 (略)</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p>(1) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>—</p> <p>(2) <u>第4項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) <u>精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p>	<p>オ 法人であつて、その役員のうち<u>アからエまでのいずれかに該当する者があるもの</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(責任技術者の登録)</p> <p>第6条の5 市長は、<u>第6条の4第1項</u>において定める責任技術者について登録を行う。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(責任技術者の登録の資格)</p> <p>第6条の7 (略)</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p>(1) <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者</u></p> <p>(2) <u>次項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その日から2年を経過しない者</u></p> <p>(3) (略)</p>

新	旧
<p>3 <u>責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となったときは、市長にその旨を届け出るものとする。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(責任技術者証)</p> <p>第6条の9 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 責任技術者は、<u>第6条の7第4項</u>の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第6条の12 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他指定工事店規則で定める事項に変更があつたとき、<u>第6条の3第1項第4号アからオまでのいずれかに該当するに至ったとき、又は排水設備の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、指定工事店規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</u></p>	<p>3 (略)</p> <p>(責任技術者証)</p> <p>第6条の9 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 責任技術者は、<u>第6条の7第3項</u>の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>(変更の届出等)</p> <p>第6条の12 指定工事店は、営業所の名称及び所在地その他指定工事店規則で定める事項に変更があつたとき、又は排水設備の新設等の工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、指定工事店規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。</p>

交野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第11号）新旧対照表

新	旧
<p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) (略)</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条第2号を除く各号の一に該当するに至ったとき</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1) 前条第3号を除く各号の一に該当するに至ったとき</p> <p>(2) (略)</p>